



認知症高齢者グループホームの スプリンクラー設備設置に伴う 補助金等について

平成21年3月10日
千葉市高齢施設課計画係

厚生労働省の交付金等の概要について (認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備事業)

平成21年3月10日
千葉市高齢施設課

経緯

平成18年1月に発生した認知症高齢者グループホームの火災をきっかけに、小規模の福祉施設における防火管理体制等が見直され、平成19年に消防法施行令が改正された。(施行日：21年4月1日)

具体的な改正内容

施設基準の見直し

スプリンクラーの設置が必要な施設面積 (延べ床面積)	改正前	改正後
	1,000㎡以上	275㎡以上

(参考)自力避難困難者

火災発生時にその危険性を認識できず、または危険性を認識できたとしても自力で避難する能力に著しく乏しいことが明らかである者。

→ 要介護度3以上の者／乳幼児／障害程度区分4以上の障害者

対象施設の見直し

改正に伴いスプリンクラー設置が義務づけられた自力避難困難者入所施設(高齢者関連)	特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
	認知症高齢者グループホーム
	養護老人ホーム
	有料老人ホーム
	老人短期入所施設

交付金等に対応

交付金概要

交付金名	地域介護・福祉空間整備等交付金
平成21年度予算(案)	387億円 (当該事業については内数で対応)
交付金単価	9,000円/㎡
対象施設	小規模の特別養護老人ホーム (定員29人以下)
	小規模の介護老人保健施設 (定員29人以下)
	認知症高齢者グループホーム

留意点

- 対象は、既存施設で、スプリンクラー未設置で、H19改正に伴い、新たに設置義務が生じた施設
- 交付金の算定は、「9千円×グループホームの延床面積」と「スプリンクラー設置費」のうち、小さい額
- 平成23年度までの時限措置で、この期間は、継続して支援される予定
- 厚生労働省との協議等の結果、全事業所分の交付金が採択されない場合もある

その他

- (独)福祉医療機構による福祉貸付事業(低利融資)も利用可能

厚生労働省の交付金の手続きのイメージ (地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)

認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備の場合
※この内容は、現時点でのイメージで、変更される場合があります。

対象となる施設
(交付金申請者)

- ・この交付金は、市が計画を国へ提出し、国が審査の上、市に交付金を交付する仕組みです。
- ・手続き等が決まったら、千葉市高齢施設課から手続き等を周知します(具体的な手続きは、未定)。
- ・既に認知症高齢者グループホームを運営しており、スプリンクラーが未設置且つ交付金の活用を希望する施設は、千葉市高齢施設課に手続きを行ってください。
※厚生労働省から提出期限が示されたら、それに応じて、日程等を通知します。交付金の活用を希望する施設は、工期検討や見積徴収など、あらかじめ準備しておくことをお勧めをします。

千葉市

市内の施設からの申請を取りまとめ、都道府県を經由して厚生労働省(各地方厚生局)へ計画書を提出します。

厚生労働省

全ての計画を取りまとめ、審査の上、採択します。
採択の結果(内示)については、千葉市に通知されます。

千葉市

- ・内示を受け、申請者に周知します。交付金の要綱に従って、交付申請書等必要な書類を、各地方厚生局へ提出します。
※厚生労働省からの内示額により、市からの補助が実施されない場合もあります。
- ・各地方厚生局において交付決定された後、申請者に交付金を交付します。

対象となる施設
(交付金申請者)

- ・スプリンクラー整備の実施。
※内示前に工事請負業者等との契約及び着工すると、補助対象にならないため、注意してください。
※交付金を活用する場合、入札等にあたり市の手続きに準拠する必要があり、またその設備の処分について制限を受ける場合があります。(別途周知)。